



こおりやま広域圏の3つの自治体と
病児保育事業の広域利用に関する
協定を締結しました



ターゲット 4.2

令和2年4月13日

郡山市こども部

こども育成課

担当：山田 麻紀

TEL：924-3541

SDGs ターゲット 4.2 「全ての子供が質の高い乳幼児の発達・ケア等にアクセスし、初等教育を受ける準備が整うようにする。」

病気の治療中または回復期にある子どもを専用の施設で一時的に保育する病児保育事業について、広域的に学び、働き、暮らし続けることができる圏域づくりの一環として、広域利用するための協定を締結しました。

1. 協定締結日 令和2年4月1日
2. 締結相手方 猪苗代町
鏡石町
三春町 (50音順)
3. 協定の内容 協定を締結した自治体の対象児童は、郡山市の児童と同じ条件で施設を利用できる。
【対象施設】菊池医院「らびっと」
郡山市本町一丁目13番7号(移転後所在地)
※ 移転までは旧施設を利用可
【対象児童】協定締結自治体に居住する乳幼児から小学校6年生まで子ども
【利用料金】1日 2,000円

<協定締結の経緯等>

病児保育事業についてこおりやま広域圏の連携事業として検討を進める中、福島県子育て支援課から、令和元年8月に「福島県内の市町村における病児保育施設の広域利用の取扱いについて(通知)」が示された。

その取扱いに基づき、協定締結の希望があった自治体と調整を進め、協定を締結した。